

議案第25号

専決処分事項の承認について

守谷市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年 6月14日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日

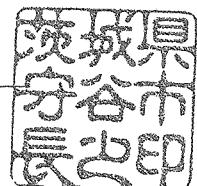
議案	頁数
25号	1

専 決 処 分 書

守谷市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成23年4月27日

守谷市長 会田 真



守谷市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年4月27日

守谷市長 会田真一

守谷市条例第 5 号

守谷市税条例の一部を改正する条例

守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）

第22条 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成2

議案	頁数
25号	2

3年において生じなかったものとみなす。

- 4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。
- 5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所及び氏名
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定(附則第23条に係る部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。

提案理由（議案第25号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、守谷市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

改正の主な内容は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための措置として、個人住民税に係る雑損控除の特例及び住宅ローン減税の特例並びに固定資産税に係る被災住宅用地の特例を規定するものです。

よろしく御承認くださるようお願ひいたします。

参考資料

守谷市税条例新旧対照表

改 正	附 則 第1条～第21条 (略) (東日本大震災に係る特例損除額等の特例)	附 則 第1条～第21条 (略)	現 行
	<p>第22条 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この条において「特例損失金額」という。)については、平成22年ににおいて生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができます。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定について、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。</p> <p>3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項</p>		

譲 却	消 滅	回 数
25	6	1

に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかつたものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納稅義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。
(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同條第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震

譲 り 数	譲 り 数
25	5

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第
41条の2の2」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けよう
とする者がすべき申告等)

第24条 法附則第56条第1項（同条第2項において準用
する場合を含む。）の規定の適用を受けようとすると
当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる
事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義
務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第
3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあって
は、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若
しくは第2号に掲げる者との關係

(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に
平成23年度に係る賦課期日ににおいて存した家屋の所有者
及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1
項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の
適用を受けようとすると土地を法第349条の3の2第1項
に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用するこ
とができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に關し必要と認め
る事項

2 法附則第56条第1項（同條第2項において準用する場
合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年
度から平成33年度までの各年度分の固定資産税について
は、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以
下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る
固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共
用土地納稅義務者（以下この項において「特定被災共用土
地納稅義務者」という。）の代表者が毎年1月31日まで
に次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出し
て行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びに
その用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定
する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び
床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納稅義務者の住所及び氏名並びに
当該各特定被災共用土地納稅義務者の当該特定被災共用土
地に係る持分の割合

議案	頁数
25	6

(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用
いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

東日本大震災に伴う地方税法・税条例改正要旨（市町村税関係の主な内容）**1 個人住民税****(1) 雑損控除の特例（条例附則第22条）**

東日本大震災により住宅や家財等について生じた損失について、住宅や家財等に係る損失額を平成22年分の総所得金額等から雑損控除として控除できることとし、さらに、雑損控除を適用して前年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を3年から5年に延長する。

（法附則第42条、法附則第43条）

※住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とし、繰越し可能期間を5年とする。

(2) 住宅ローン減税の適用の特例（条例附則第23条）

住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除を適用できることとする。

（法附則第45条）

※住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

2 固定資産税**(1) 被災住宅用地の特例（条例附則第24条）**

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の規定を適用する。

（法附則第56条）

※大震災により滅失し・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなすこととする。